

## 京都文教大学臨床心理学部「心理社会的支援研究」投稿規程

### (投稿資格)

第1条 本誌に掲載する論文等の投稿者は、本学の教職員及び大学院生、卒業生等であり、かつ心理社会的な支援に現在、関わっている者とする。また、臨床心理学部「心理社会的支援研究」編集委員会（以下「編集委員会」という。）が必要を認めた場合も投稿を可能とする。なお、その場合は、編集委員会の審議を経てその可否を決定するものとする。

### (編集委員会)

第2条 編集委員会は、臨床心理学部専任教員の中から選出された者2名及び当該年度学科長の合計3名の委員をもって構成する。

- 2 専任教員の中から選出された委員の任期は2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは補充を行う。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### (掲載原稿)

第3条 心理社会的支援に関わる研究論文、研究ノート、共同研究報告、シンポジウム及び講演会の記録、活動報告、書評、コラムその他編集委員会が認めたものとする。

### (投稿申し込み)

第4条 投稿に際しては、あらかじめ編集委員会から指定された方法により申し込みを行うものとする。

### (原稿の分量)

第5条 1つの論文の分量は原則として、400字詰め原稿用紙20枚以上とする。その他の原稿については、編集委員会がおおよその分量を指示する。

### (原稿提出上の注意)

第6条 投稿原稿は完成原稿を汎用ワープロソフトで作成された電子ファイルで提出するものとする。ただし、原稿の体裁や種類については編集委員会で検討した後、変更を依頼することもある。

- 2 投稿者は編集委員が指定した提出期限を厳守するものとする。

### (原稿の掲載決定)

第7条 投稿原稿は、査読を経てその採用を編集委員会において決定する。

### (校正)

第8条 執筆者校正は2回までとする。

### (著作権等)

第9条 本研究報告に掲載された論文等の著作権は京都文教大学に帰属する。ただし、著作者自身が、自分の論文等の全文又は一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することができる。

- 2 本研究報告は、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業のもとで、原則として電子化し一般公開を行う。

### (所管)

第10条 この規程に関する事務は、学長室研究支援オフィスが行う。

### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、編集委員会、教授会及び大学運営会議の審議を経て、学長の決裁により行う。

### 附則

本規程は、平成23年2月1日より施行する。

平成23年10月1日改正（第2条新設、第3条～第6条条変更、第7条新設、第8条～第10条条変更）

平成29年4月1日改正（第1条・第2条・第3条・第6条・第8条・第9条改正、第10条新設、第11条条変更、第11条改正）